

# 令和7年度予算概算要求額について

---

令和6年10月30日  
農林水産省九州農政局鹿児島県拠点

# 1 水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算要求額 301,500 (301,500) 百万円】

## <対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

## <政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

## <事業の内容>

### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

### 2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

### 3. 都道府県連携型助成

**都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

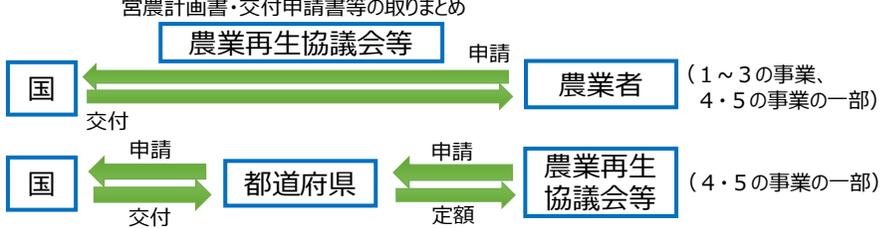
### 4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等**を図る取組等を支援します。

**5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円**  
産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。\*6

\*6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 戦略作物助成

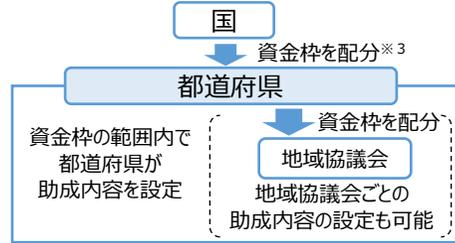
| 対象作物      | 交付単価                     |
|-----------|--------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a*1              |
| WCS用稲     | 8万円/10a                  |
| 加工用米      | 2万円/10a                  |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2 |

\*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a  
\*2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a (5.5~8.5万円/10a)、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a) とする

### <交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

### 産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

| 取組内容                                   | 配分単価    |
|----------------------------------------|---------|
| そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）       | 2万円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分） | 1万円/10a |

\*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分  
\*4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

### 畑地化促進助成\*5

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援 \*5：事業の詳細は予算編成過程で検討

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

# 56 経営所得安定対策

【令和7年度予算概算要求額（所要額）253,138（248,294）百万円】

## <対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

## <政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

### <事業の内容>

#### 1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）200,373（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

#### 2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）44,604（41,924）百万円

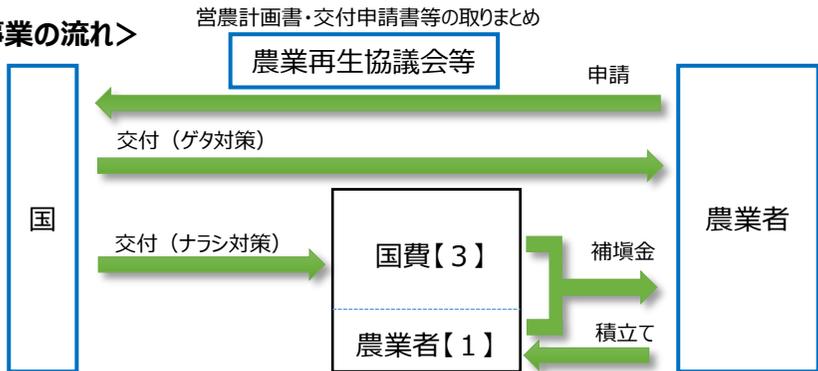
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

#### 3. 経営所得安定対策等推進事業等

8,161（7,134）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

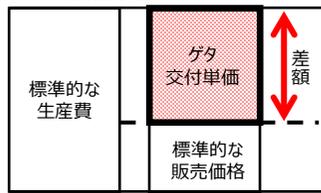
【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

| 対象作物 | 平均交付単価      |             | 対象作物        | 平均交付単価       |              |
|------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
|      | 課税事業者向け     | 免税事業者向け     |             | 課税事業者向け      | 免税事業者向け      |
| 小麦   | 5,930円/60kg | 6,340円/60kg | てん菜         | 5,070円/1t    | 5,290円/1t    |
| 二条大麦 | 5,810円/50kg | 6,160円/50kg | でん粉原料用ばれいしょ | 14,280円/1t   | 15,180円/1t   |
| 六条大麦 | 4,850円/50kg | 5,150円/50kg | そば          | 16,720円/45kg | 17,550円/45kg |
| はだか麦 | 8,630円/60kg | 9,160円/60kg | なたね         | 7,710円/60kg  | 8,130円/60kg  |
| 大豆   | 9,430円/60kg | 9,840円/60kg |             |              |              |

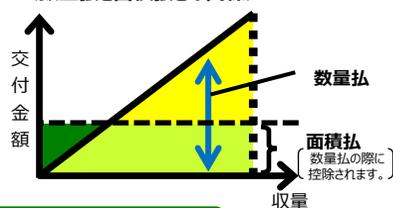
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

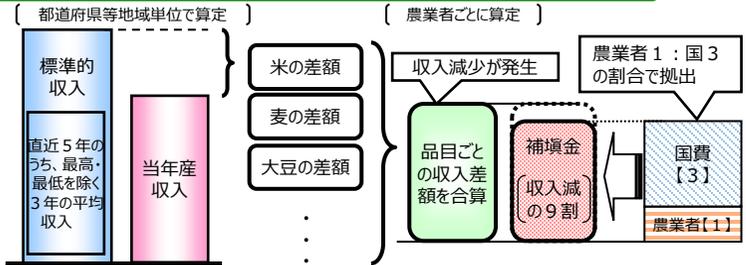
#### <交付単価のイメージ>



#### <数量払と面積払との関係>



#### 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

資料に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。

【問い合わせ先】

担当者名 : 萩原、梶木

メール : [chikayoshi\\_hagiwa030@maff.go.jp](mailto:chikayoshi_hagiwa030@maff.go.jp)  
[masanori\\_kajiki210@maff.go.jp](mailto:masanori_kajiki210@maff.go.jp)

電話番号 : 099-222-7563